

## 【特定施設募集型】 三戸町ネーミングライツパートナー募集要項

### 1 趣旨

本要項は、町が特定する施設における三戸町ネーミングライツパートナーの募集について必要な事項を定めるものです。

### 2 目的

町有施設の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の活用により、愛称による施設への親しみや施設の知名度向上を図るとともに、民間事業者等の支援のもと、施設の持続的な運営と維持管理を行うことを目的とします。

### 3 ネーミングライツパートナーへの特典

- (1) 町の広報紙やホームページ等で対象施設のネーミングライツパートナーであることを広報することができます。
- (2) 町のイベントや行事に係る広報物が当該施設の場合は、愛称を使用し広報することができます。
- (3) 町と協議した上で、施設敷地内外に愛称を表示することができます。
- (4) 施設の利用目的に反しない範囲において、企業PRの商品やパネルの展示をすることができます。

### 4 対象施設及び募集金額

※詳細は別紙施設一覧表のとおりです。

### 5 応募資格

ネーミングライツのパートナーとしてのふさわしい資力及び信用を備え、以下に掲げる条件に該当しない民間事業者等が応募できるものとします。なお、今回の募集に際して、個人からの応募は受付しません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類似する業種
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団が営業する事業者及び第6号に規定する暴力団員が営業する事業者
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む事業者
- (4) 町税を完納していない事業者
- (5) 町から指名停止を受けている事業者
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
- (7) 各種法令に違反している業種又は事業者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長がパートナーとして適当でないと判断した業種

## 6 ネーミングライツの付与期間（契約期間）

原則として、3年以上5年以下の期間で応募してください。ネーミングライツの始期及び終期は、原則として月の初日を始期とし、3月末日を終期とします。ネーミングライツの開始時期は、町民への周知期間や導入に要する期間を踏まえて協議することとします。

## 7 ネーミングライツ料

原則、年度単位での設定とします。金額には、消費税を含めます。契約期間が年度途中となる場合は愛称利用開始月を含めた月割りにより計算します。※1万円未満は切り捨て

## 8 ネーミングライツ料の用途

原則、当該対象施設等のサービス向上のために必要な事業の財源（維持管理費等）とします。

## 9 ネーミングライツ事業導入に伴う費用負担

(1) パンフレット等の印刷物及びホームページの表示変更は町が負担します。

パンフレットや印刷物については残部数や切り替え時期等を考慮し、町とパートナーが協議し決定します。

(2) 敷地内外の看板表示の変更、新規看板等の設置及び契約期間終了後の原状回復はネーミングライツ・スポンサーの負担になります。

① 敷地内外の表示の変更は、町や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。

② 新規看板等の設置については、設置の可否も含め町や関係機関と協議の上、決定します。

## 10 愛称の条件

(1) 公共施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から町民の理解が得られるものとし、次に該当するものは、愛称として使用することができません。

① 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

③ 政治性、宗教性のあるもの

④ 社会問題についての主義主張があるもの

⑤ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

⑥ 当該愛称の内容について町が推奨している等の、町民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの

⑦ 商標権、著作権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるもの

⑧ その他、愛称として使用することが不適切であると町長が認めるもの

(2) 施設等の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。また、法人やブランドのロゴマーク等も使用できます。ただし、一般に理解しやすいもので、必要に応じて振り仮名を使用する等の配慮をお願いいたします。

(3) 正式名称は変更せず愛称とし、契約期間中は、原則、愛称の変更をすることができません。ただし、社名変更等、特段の事情がある場合は協議に応じます。また、愛称が定着するまでの間、正式名称を併記させていただくことがあります。

(4) 施設ごとと愛称の条件は、施設一覧表のとおりとします。また、審査後、愛称に含めてほしい文字を示す場合があります。

## 1 1 応募について

- (1) 1者で複数の施設等に係る応募をしていただくことができます。
- (2) 応募の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求められることがあります。
- (3) 軽微な変更を除き、提出された書類の内容は変更できません。(ただし、審査の結果等に基づく、協議による変更を妨げるものではありません。) また、提出された書類等は返却いたしません。
- (4) 応募を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

## 1 2 応募方法

### (1) 提出書類

- ① ネーミングライツ申込書(様式第1号)
- ② 会社概要が分かる書類
- ③ 過去2事業年度分の決算書
- ④ 法人の登記事項証明書
- ⑤ 国税・地方税等に滞納のないことが分かる書類(直近1年分。発行日から3か月以内のものに限る。)
- ⑥ ネーミングライツ誓約書(様式第2号)
- ⑦ 掲示内容(愛称のフォントや色合い、ロゴなどイメージ図等)
- ⑧ 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要が分かるもの

### (2) 提出部数1部

※2施設以上に申込をする場合は、申込施設ごとに申請書をご用意ください。

### (3) 提出方法持参、郵送、又は電子メール

### (4) 提出期間及び提出先

#### ① 提出期間

令和7年10月1日(水)から令和7年11月14日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)の午前9時から午後5時まで(期間内に到着した者のみ有効。郵送の場合、配達証明付郵便に限る。)

#### ② 提出先

〒039-0198 青森県三戸郡三戸町大字川守田字関根川原55(三戸町中央公民館内)

担当 三戸町教育委員会事務局 山口 航生

E-mail: ko-yamaguchi@town.sannohe.lg.jp

### (5) 質問事項

質問がある場合は、令和7年10月1日(水)の午前9時から令和7年10月17日(金)の午後5時までに質問書(様式第3号)を上記(4)②の提出先へ持参、郵送、又は電子メールで提出してください。

質問に対する回答は、令和7年10月24日(金)までに町の公式ウェブサイトに掲載します。

### (6) 留意事項

- ① 応募に当たっての費用及び契約締結に係る費用については、応募者にご負担いただきます。
- ② 提出書類等は、関係機関に意見を聴く目的でも使用することがあります。また、三戸町情報公

開条例（平成15年3月31日条例第11号）に基づき開示することがあります。

### 1.3 選定方法・選定の基準

選定に当たっては、審査委員会において、応募資格、審査項目等を総合的に審査し、その結果をもとに町長が優先交渉者及びその順位を決定します。また、応募者が1者のみの場合も、委員会においてネーミングライツのパートナーとしてふさわしいかどうかを審査します。

#### 【審査項目等】

応募企業の状況	経営の安定性	10点
	地域性（企業の所在地）	10点
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ 施設のイメージに合っているか。	20点
応募内容	ロゴマーク等のデザインイメージ案	20点
	金額	30点
期間		10点

- (1) 審査委員の評価点数の合計得点の最高得点者を優先交渉者として選定します。また、最高得点者に次ぐ得点者を次点交渉者としませんが、次点交渉者として適切な者がいない場合は、次点交渉者を選定しないものとします。
- (2) 合計得点が同点の場合は、ネーミングライツ料の点数が高い応募者を優先交渉者とします。
- (3) (2)によっても優先交渉者を選定できない場合は、「町内に本社あり」、「町内に支店・営業所等あり」、「町内に支店・営業所等なし」の順番で優先交渉者を決定します。
- (4) (3)によっても優先交渉者を選定できない場合は、くじ引きにより優先交渉者を決定します。
- (5) 審査員の評価点数の平均が60点未満の場合は、交渉権者を選定しないものとします。

### 1.4 審査結果の通知、公表

審査の結果は、応募者に文書で通知します。審査の結果、選定基準を満たす者がいない場合には、パートナーを選定しないこととします。

町は優先交渉者と契約期間、ネーミングライツ料等、締結に向けた協議を行い、合意が成立し正式に契約を締結した後、その法人名、施設等の愛称、ネーミングライツ料等について町の公式ウェブサイト等で公表します。なお、選定されなかった応募については、公表しません。

### 1.5 契約の解除

パートナーの候補者資格を得た後、若しくは契約締結後において、パートナーが応募資格要件を欠くこととなったとき又は社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合等、パートナーとして適当でないと認められるときは、町は速やかに決定の取消し及び当該契約の解除をするものとします。その場合、原状回復に必要な費用は、応募者又は現行パートナーの負担とします。

### 1.6 問合せ先

三戸町教育委員会 担当 山口 航生

電話：0179-22-2186（三戸町中央公民館）

E-mail：ko-yamaguchi@town.sannohe.lg.jp

施設一覧表

名称	スポンサー料 (年額)	利用者数(R6)	愛称の個別条件
三戸町スポーツ文化福祉複合施設（アリーナ）	120 万円以上	38,099 人 (17,471 人)	施設全体の名称である「アップルドーム」は変えず、アリーナの愛称をネーミングすること。 (例) アップルドーム 株式会社〇〇アリーナ
三戸町民体育館	24 万円以上	9,381 人	特になし

## 【施設の概要】三戸町スポーツ文化福祉複合施設

名 称	三戸町スポーツ文化福祉 複合施設(通称アップルドーム)	管 理	三戸町教育委員会
所 在 地	青森県三戸郡三戸町大字川守田字元木 平28番地1	供用開始	平成19年
施設概要	メインアリーナ、トレーニングルーム、ほのぼの館 馬場のぼるの部屋 調理室、職業安定所、コワーキングスペース		
利用者数	全体：38,099人 アリーナ：17,471人 ※令和6年度利用者数		
利用実績	<b>【町主催】</b> 町民大運動会、敬老会、地域就職相談会（年2回）、さんのへ感謝祭 11ぴきのねこ人形劇（不定期） <b>【民間主催】</b> 中体連競技（卓球）、剣道大会、柔道大会、菊花展、アップルラージボール大会		



## 【施設の概要】 三戸町民体育館

名 称	三戸町民体育館	管 理	三戸町教育委員会
所 在 地	青森県三戸郡三戸町大字川守田字関根川原55	供用開始	昭和43年
施設概要	アリーナ、観客席		
利用者数	アリーナ：9,381人 ※令和6年度利用者数		
利用実績	【町主催】 南部俵づみ唄全国大会、二十歳を祝う会、三戸町文化賞・スポーツ賞授与式 町内対抗スポーツ大会、町民文化祭・公民館まつり 【民間主催】 各種スポーツ協会による練習、試合		



(提案書)

○○※施設名における  
三戸町ネーミングライツパートナー申込書

提案者の社名 代表者名 所在地		
申込み施設		
愛称案	愛称： コンセプト等：	
契約希望期間 (3年～5年以内)		
契約希望金額	円(税込)	
応募の動機		
掲示内容	別紙のとおり	
連絡先	担当者氏名	
	部署・役職	
	電話	
	E-mail	

## 【添付書類】

- ・会社概要が分かる書類 ・過去2事業年度分の決算書 ・法人の登記事項証明書
- ・国税、地方税等に滞納のないことが分かる書類(直近1年分。発行日から3か月以内のものに限る)
- ・ネーミングライツ誓約書(様式第2号)
- ・掲示内容(愛称のフォントや色合い、ロゴなどイメージ図等)
- ・愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要が分かるもの

ネーミングライツに係る誓約書

三戸町ネーミングライツパートナー募集の申込みにあたり次の事項を誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、三戸町が行う一切の措置に異議申し立ては行いません。

- 1 申込みの提出に際し、三戸町ネーミングライツパートナー募集要項について、十分に理解したうえで申し込みます。
- 2 三戸町ネーミングライツパートナー募集要項5 応募資格(1)～(8)に該当していません。
- 3 ネーミングライツパートナーの決定に関して、三戸町のホームページに決定金額及び企業名等の応募内容について掲載することに同意します。
- 4 本契約締結後に三戸町ネーミングライツパートナー募集要項5 応募資格(1)～(8)に該当することになった場合は、三戸町にその旨を書面により通知すること及びその内容をもって三戸町の判断により、契約等を解除する可能性があることに同意します。

令和 年 月 日

三戸町長 様

所在地

\_\_\_\_\_

法人名

\_\_\_\_\_

代表者職氏名

印

\_\_\_\_\_

令和 年 月 日

三戸町長 殿

住所(所在地)  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

## 質 問 書

三戸町ネーミングライツパートナーに関し、次の事項について質問します。

質 問 事 項

質問内容に関する連絡先

担当者所属・氏名	
電話番号	
mail	

注意事項

1. 提出期限 令和 年 月 日
2. 質問がない場合は、提出の必要はありません。